

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 市町村に交付すべき昭和三十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定  
土地改良区設立の認可  
中型機船底曳網漁業新漁場開発試験操業費補助金交付規程  
鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正  
ひな白痢検査の実施
- ◇雑報 食糧事務所管轄町村の名称変更

## 規 則

市町村に交付すべき昭和三十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

る規則をここに公布する。

昭和三十年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第四十九号

市町村に交付すべき昭和三十年度分の地方交付税のうち普通交付税の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

#### （目的）

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき昭和三十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令（昭和三十年総理府令第三十八号。以下「令」という。）の定めるところに基き、市町村に交付すべき昭和三十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（市町村民税の基準税額の算定方法）

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八条第一項及び同法第三十八条の二第一項の規定に

より所得税を源泉徴収される者（以下本条において「給与退職者」という。）に対する所得割に係る市町村民税の基準税額の算定は、当該市町村における給与退職所得者に係る昭和二十九年分の源泉徴収所得税額のうち、昭和三十年度分の所得割に係る市町村民税の課税標準となるべきであつた額に、〇・〇七八七八八〇を乗じて得た額とする。

2 法人税割に係る市町村民税の基準税額は、当該市町村につき次の各号によつて算定した額の合算額とする。

- 一 令第二十三条第四項第一号（一）に定める法人に係るものについては、自治庁長官が通知した額に基き地方税法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十一条の十三の規定に準じて算定した額。
- 二 令第二十三条第四項第一号（二）に定める法人以外の法人に係るものについては、当該市町村内の法人ごとに次の方法によつて算定した課税標準額に、非分制法人にあつては〇・〇四五〇四五三を、資本金一億円未満の分制法人にあつては〇・〇五二六一を、

又修正申告更正又は決定による基準税額の増減額にあつては〇・〇三四八二八二六を乗じて得た額の合算額。この場合において二以上の市町村に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係るものの課税標準額は前号の規定に準じて算定した額。

(イ) 昭和三十年二月一日から三月三十一日までの間に終了した事業年度に係るものは当該事業年度に係る額。

(ロ) 昭和三十年四月一日から昭和三十一年一月三十一日までの間に終了する事業年度に係るものは昭和三十年三月三十一日までに終了した最近の事業年度に係る額を基礎として知事が算定した額。

三 昭和二十九年地方交付税の算定に用いた法人税割に係る基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額。

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第三条 固定資産税の基準税額は第二項に定めるところによつて算定した土地に係る基準税額第三項に定め

ところによつて算定した家屋に係る基準税額及び第四項に定めるところによつて算定した償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

- 一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、当該市町村の土地の種類ごとの課税標準額の合算額が別表一、市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、土地の種類ごとの平均価額（昭和三十年度分の固定資産（土地）の平均価額に〇・五二七）（昭和三十年二月九日受地第一、四四一各号、地方事務所長あて鳥取県総務部長通達）に当該市町村の地積（昭和二十九年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。但し、地方税法第三百四十八条の規定に基く非課税に係るもの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下に係るものを除く。）を乗じて算定した課税標準

額に〇・〇〇八九一八を乗じて得た額。

二 その他の土地については、令第二十四条第二項第二号の規定によつて算定した額。

3 家屋に係る基準税額については、当該市町村の家屋の課税標準額が、別表一、市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように家屋の平均価額（「昭和三十年度分の固定資産（家屋）の平均価額」について）（昭和三十年一月十日受地第一、四八八各号、地方事務所長あて鳥取県総務部長通達）に当該市町村の家屋の床面積（「昭和三十年度分の固定資産（家屋）の平均価額の算出に於て（昭和二十九年十一月十八日受地第一、四〇五号）」に基いて報告した昭和三十年度分の家屋の平均価額の基礎として用いた家屋の床面積をいう。

但し、地方税法第三百四十八条の規定に基く非課税に係るもの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下に係るものを除く。）を乗じて算定した課税標準額に〇・〇〇九三一を乗じて得た額。

4

償却資産に係る基準税額は、令第二十四条第四項の規定により自治庁長官から通知された額と同額となるように次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 自治庁長官から通知された額の二分の一の額は当該市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した従業者数（地方税法第三百四十八条、第三百四十九条の三、第三百八十九条に該当するものに係るもの及び昭和三十年五月六日受地第五〇〇号「昭和三十年度分の固定資産（償却資産）に係る資料について」鳥取県総務部長通達に基いて調査した基準評価額五千万円以上の資産を有するものに係るもの並びに一事業所の従業者が五人未満であるものを除く。以下同じ。）を令別表第十一の産業分類ごと、かつ規模ごとの従業者数にわかち、そのそれぞれに同表に定める補正係数を乗じて得た数（一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下同じ。）の合計数に二百十六円三十銭を乗じて得た額。

額。

二 その他の二分の一の額は当該市町村長が昭和三十年度分の課税標準額として評価決定し償却資産課税台帳に登録された償却資産の価格の合算額（地方税法第三百五十一条の規定に係る免税点以下の価額並びに同法第三百八十九条に係る配分額及び令第二十四条第四項第一号の四の大規模資産に係る額を除く。）に〇、〇〇三八八〇四一一を乗じて得た額。

三 昭和三十年度分の償却資産に係る固定資産税のうち市町村長が課税標準額を評価決定した当該市町村の船舶の総とん数の合計数を令別表第十二に掲げる船舶別の総とん数にわかち、そのそれぞれに同表に定める補正係数を乗じて得た数の合計数に二百三十四円を乗じて得た額。

四 令第二十四条第四項第二号(3)により算定した額（木材引取税の基準税額の算定方法）

第四条 木材引取税の基準税額は森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二四九号）第十五条による昭和二十

十九年度の伐採届及び同法第十六条の許可申請に基づく、実行結果調による市町村ごとの樹種別素材生産石数に、杉類では〇、六〇三九四二五〇一、松類では〇、七〇六二八六八〇三、檜類では〇、四六三三八二一八九二及びその他にあつては六、〇〇〇八一三六七を乗じた石

数に別表二に掲げる樹種別素材標準価格を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年八月三十一日から適用する。

別表一 市町村別土地家屋総価額表 (単位円)

市町村別	土					地			家	屋
	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	計			
鳥取市	1,436,142,246	145,734,300	1,351,934,010	68,726,385	10,970,112	3,013,507,058	2,969,736,560			
米子市	664,519,870	391,602,922	1,442,627,225	28,736,835	2,340,000	2,529,826,852	2,604,819,231			
倉吉市	996,364,068	169,274,325	507,307,500	68,423,776	31,805,370	1,773,175,039	1,782,302,208			
米里村	82,215,120	4,618,526	9,661,125	3,628,774	676,753	100,820,298	43,733,563			
津ノ井村	103,278,768	10,888,843	13,210,686	4,622,130	830,249	132,880,676	50,952,000			
宇倍野村	269,234,064	13,345,625	24,025,035	17,644,704	3,438,639	327,668,067	85,333,248			
大成村	96,719,370	7,190,388	7,765,750	17,272,959	2,669,280	131,659,747	46,799,452			
大岩村	407,725,002	42,027,920	82,531,920	20,427,164	3,870,450	556,352,456	395,809,419			
福部村	100,373,966	22,285,862	13,467,426	8,986,270	866,272	155,979,796	68,542,034			
福家町	299,428,720	22,822,852	48,956,736	12,189,237	580,720	383,978,265	176,491,225			
船岡町	192,572,120	29,145,088	28,872,067	25,258,257	1,790,712	277,638,244	115,626,770			
河原町	365,244,184	54,529,442	59,914,113	22,955,102	4,236,745	506,879,586	242,152,718			

安部村	58,013,210	7,749,876	10,541,112	4,846,400	993,221	82,148,819	38,107,971
八東村	65,693,984	11,760,129	10,373,430	11,360,912	3,182,266	102,370,711	45,734,976
丹比村	128,405,424	17,131,008	18,908,884	9,881,892	2,106,048	176,403,196	64,948,320
上私郡村	107,291,366	22,895,369	37,474,320	14,673,413	2,302,828	184,637,296	198,179,072
中私郡村	44,144,037	3,503,286	4,540,200	3,126,992	1,266,870	56,581,385	25,651,467
用瀨村	60,864,200	4,009,872	6,029,652	2,586,510	297,140	73,769,404	25,361,376
左治村	114,462,404	14,435,894	27,331,115	7,877,625	481,189	164,588,227	112,151,090
智木津村	63,217,938	21,675,680	11,383,166	11,490,010	1,982,995	109,749,789	78,926,588
瑞穂村	253,868,946	16,820,052	57,994,992	23,774,865	4,437,240	456,896,085	281,330,277
酒津村	82,901,272	8,544,096	15,052,887	1,723,575	278,299	108,500,129	53,730,389
濱野村	118,610	2,132,677	1,348,380	83,585	4,248	3,687,500	12,971,147
鹿野村	89,932,311	8,060,316	7,142,400	1,457,758	31,948	106,624,733	23,839,032
小瀬河村	54,367,962	18,415,934	15,736,917	1,712,154	190,950	90,417,917	92,641,500
勝谷村	81,700,872	7,674,575	20,508,112	2,603,042	147,256	112,633,857	78,971,350
達谷村	35,767,242	3,821,184	5,898,035	4,448,220	1,618,851	51,553,532	22,426,034
青谷村	81,014,222	5,645,691	8,736,753	2,150,628	114,314	97,661,608	41,206,687
泊野村	92,209,515	14,386,035	11,353,626	4,148,820	28,764	122,126,760	33,347,787
東三朝村	197,759,161	52,480,688	54,103,320	28,593,990	905,906	333,843,065	256,384,916
朝金町	195,955,200	49,263,331	38,967,856	2,187,296	250,344	286,623,757	166,042,107
北条村	39,423,942	33,568,920	23,412,557	13,068,850	941,262	110,410,531	118,901,824
東三朝村	245,080,444	69,143,967	48,506,256	22,889,975	2,593,710	388,214,352	208,005,420
東三朝村	276,215,814	31,414,257	46,710,079	35,689,715	5,984,302	395,983,167	225,774,848
東三朝村	229,943,020	13,293,256	27,732,627	15,448,092	6,759,768	293,181,763	117,155,023
東三朝村	234,712,160	82,690,483	36,568,275	9,044,992	986,244	364,002,154	141,152,366
東三朝村	53,283,725	24,711,990	8,600,124	5,104,275	1,664,172	93,314,266	41,905,023
東三朝村	132,633,900	44,231,394	21,711,756	3,578,085	42,312	202,197,447	74,171,861

良町	50,035,661	51,613,677	36,382,500	3,851,400	136,278	142,019,516	122,059,014
赤碓町	366,879,684	114,486,663	95,414,982	19,094,400	7,163,840	603,039,569	399,929,750
赤碓町	203,646,364	76,878,646	56,601,067	16,019,676	2,171,934	355,318,187	269,320,640
中山村	142,366,585	42,887,978	19,887,232	8,177,277	1,951,329	215,220,401	79,341,867
中手村	77,506,613	22,514,127	9,543,366	2,978,652	364,110	112,906,868	41,171,976
西野村	61,114,664	153,551,882	290,443,500	767,745	42,372	505,920,163	738,737,472
西野村	328,214,351	26,460,983	46,929,394	40,897,555	5,114,206	447,616,389	154,851,188
賀野村	92,605,994	17,243,696	9,944,793	10,486,346	3,179,680	133,460,509	39,206,351
岸木村	103,503,536	8,877,411	12,080,090	5,335,010	362,265	130,158,312	41,894,779
岸木村	255,161,743	30,004,289	35,853,496	15,812,217	3,015,080	339,846,825	123,665,328
春日村	69,677,542	13,436,478	12,087,144	10,056,340	553,175	105,810,679	40,264,391
春日村	145,406,079	14,113,712	17,204,291	45,232	81,867	176,851,181	47,567,535
高村	80,693,337	15,704,940	17,166,741	1,613,300	415,002	115,593,320	59,682,420
高村	48,607,527	19,780,000	37,447,660	321,552	11,955	106,168,694	237,662,404
日吉津村	68,488,802	17,772,300	12,062,070	2,538,652	40,824	100,902,648	41,571,024
大和村	39,258,180	13,780,616	41,210,521	2,764,120	24,264	97,037,701	129,326,916
大和村	110,080,807	10,306,464	10,690,944	10,978,500	1,611,015	143,667,730	35,759,552
宇田川村	138,390,122	15,233,061	16,348,540	3,784,616	907	173,757,246	48,967,176
高所村	129,060,864	16,805,250	24,376,608	1,047,011	56,213	171,345,946	80,339,440
高所村	117,966,674	7,359,640	17,251,267	10,685,045	3,810,768	157,073,394	58,855,379
大名村	199,517,156	84,109,064	54,943,180	19,238,290	5,913,231	363,720,921	200,533,239
大名村	82,612,854	24,121,140	17,913,376	7,788,132	3,337,728	135,773,230	48,698,808
達坂村	71,785,644	7,585,532	18,002,850	15,309,230	297,972	113,981,228	104,005,080
達坂村	57,924,120	3,421,705	5,853,657	14,778,491	3,475,625	85,453,628	13,913,345
黒宮村	40,009,024	2,905,920	4,449,289	6,976,448	1,094,373	55,435,054	19,442,300
阿毘村	104,612,312	4,896,276	9,930,319	14,464,866	988,551	134,892,324	33,354,495

日野上村	63,051,350	8,093,746	16,390,536	17,888,544	2,394,657	107,818,833	55,385,264
多里村	54,948,817	3,461,940	9,227,910	15,182,440	1,866,960	84,707,767	47,384,988
福栄村	53,839,960	2,601,126	5,366,060	9,160,222	2,716,318	73,683,686	32,040,246
見雨村	111,227,682	5,845,704	12,043,734	12,618,573	4,325,828	146,936,026	58,215,024
根府町	112,181,148	11,850,018	32,789,992	24,400,116	3,883,512	185,074,786	142,036,485
江口町	225,680,418	24,109,940	28,845,234	22,542,990	2,288,250	303,466,832	173,186,613
藤江	297,783,890	37,639,728	45,179,424	30,030,414	11,573,036	422,206,492	177,681,708

別表二

樹種別素材標準価格 (石当り)

杉	1,146円	松	880円	檜	1,390円	その他	1,076円
---	--------	---	------	---	--------	-----	--------

告 示

鳥取県告示第四百八十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年十月十一日

名称	鳥取県知事 遠 藤 茂	管轄保健所
所在地	八頭郡河原町字河原	郡家保健所
名称	浜田医院	

鳥取県告示第四百八十九号

東伯郡三朝町大字穴鴨河中礼市外十四人の者から申請のあつた穴鴨土地改良区の設立について 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により昭和三十年十月六日認可した。

昭和三十年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百九十号

中型機船底曳網漁業新漁場開発試験操業費補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

中型機船底曳網漁業新漁場開発試験操業費補助金交付規程

第一条 知事は、中型機船底曳網漁業の新漁場開発の試験操業に要する経費に対しこの規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 前条に規定する経費は、次のとおりとする。

- 一 漁具、漁ろう設備を購入するのに要する経費
- 二 燃料を購入するのに要する経費
- 三 船舶の借り受け及び船員の雇用に要する経費

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類(正副四部)を知事に提出しなければならぬ。

- 一 事業計画書(第一号様式)

00697

二 收支予算書(第二号様式)

三 その他知事が必要と認める書類

第四条 補助金の交付を申請したものが前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 知事は前項の規定による届け出があつた場合において必要と認めるときは、同項の届け出事項について変更を指示することができる。

第五条 補助金の交付を受けたものは、事業成績書(第一号様式)及び收支決算書(第二号様式)を翌年六月五日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の外必要と認める書類の提出を求めることができる。

第六条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合は、知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 この規定に違反したとき又は、試験実施について不正の行為があつたとき。

二 試験の実施方法が不適当と認められるとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 試験の停止等により目的遂行の見込がないと認められるとき。

附 則

この規程は昭和三十年四月一日から適用する。

00698

第一号様式

事業計画書(又は事業成績書)

中型機船底曳網漁業新漁場開発試験操業計画 (又は成績)

(ア) 漁場別計画

漁場名	試験実施期間
-----	--------

(イ) 調査船

区分	所属組合名	船名	船種	船噸数	操縦者種別	漁業者住所氏名	許可番号
調査船							
総航海回数	1航海	当平均日数	延航海日数	1航海	当平均操働時間		

(ウ) 所要燃料費

調査船	主燃油		潤滑油		金額計	負担区分
	容量	単価	金額	容量		
						已

四 所要漁具、漁撈設備費

調査船名	漁業者名	漁		網		ロープ(曳網)		漁群探知機		金額計	負担区分 県 自 己
		艘数	単価	金額	数量	単価	金額	量数	単価		
略											

(四) 船員給与費

調査船名	役付船員		給料		その他船員		給料		歩	金	金額計	備考
	人数	単価	金額	人数	単価	金額	役付船員その他船員					

(五) よろ船費

調査船名	噸	数	馬力	金額	備	考

第二号様式

収支予算書(又は収支決算書)

収入の部

区	分	本年度予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は決算額)	比較増減(△)	備	考
県	補助金					
略						

支出の部

区	分	本年度予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は決算額)	比較増減(△)	備	考
	漁具漁撈設備補助金					
	燃料費補助金					
	船員、船舶、雇傭費補助金					

第一号様式の附表一

(1) 燃料積込計画

船名	総噸数	機関種類 馬力数	主総油時間 消費量	年月日記事	重油	モビール 油	備考
略							
計							

(2) 漁具漁撈設備名細書

船名	事業主体	事業主体住所
(1) 漁網 (1 統分)		

区分	名称	材料規格	数量	単価	金額	備考
網						

地名	その他
略	

(ロ) ローター (曳網)

規格 (太さ)	数量	単価	金額	備考
略				

(ハ) 漁撈設備

名称	規格	単価	金額	備考



第一号様式の附表二

船員給料より船料支払報告書(又は計画書)

(1) 船員給料

職名	氏名	年齢	住所	支給額												支給合計額	
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		計
略																	

(2) より船料

支払所	支払先	氏名	船名			噸数	馬力	支払額	備考
			船名	噸数	馬力				

第一号様式の附表三

事業主別収支予算書(又は収支決算書)

事業主体名	事業主体住所
漁業種類	漁場名
操業期間	船名

収入の部

支出の部

摘要	金額	摘要	金額
補助金		船体修繕費	
漁獲物売上金		機関修繕費	
内訳(魚種、貫数)		その他船舶関係修繕費	
		船具費	
		漁具費	
		漁具補修費	
		漁撈設備費	



